

「弁護士による社会科一日教室」実施要領

- 1 実施時期 毎年9月～12月ころ（但し、ご希望に合わせます）
- 2 対象生徒 中学3年生（上記1同様、ご希望に合わせます）
- 3 実施目的
 - ・ 司法（法に基づく公正な裁判の保障）の学習の導入に、司法の場の現場にいる弁護士が教室等で直接生徒に触れ合うことで、生徒の当該分野に対する意欲・関心を高める。
 - ・ 裁判員制度や司法制度についての関心・理解を深める。
- 4 実施方法 実施する単位はクラスごとでも結構ですし、複数のクラスの合同でも構いません（弁護士複数名の派遣も可能）。
必要な時間は、1時限もしくは2時限です。
場所は、各教室でも体育館等でも結構です。
- 5 実施内容 各校の要望に応じてご相談させていただきます。
これまで実施してきた主な内容は下記のとおりです。
平成29年度は17校（計54クラス以上）において実施しました。

模擬裁判（裁判員裁判の体験）

弁護士会用意のシナリオにて、生徒らに裁判官、裁判員、検察官、辩护人、被告人、証人等の役を演じてもらい、①有罪か無罪か、②有罪の場合は量刑について評議をして、判決を検討してもらいます。

※コンビニ強盗の犯人性を争う事案（東京書籍準拠）、生徒を助けた教師について正当防衛が成立するかを考える事案等、複数の台本をご用意しております。

討論

「裁判員はどこまで裁判に関わるべきか」などのテーマを設定し、調べ学習等を踏まえて議論を行い、結論を出してもらいます。弁護士も適宜議論に参加して講評をします。

ディベート

「少年法厳罰化に賛成か反対か」などのテーマを設定し、生徒間でディベートをしてもらい、弁護士が講評をします。

- 6 費用 弁護士会の予算にて行います。ご負担は一切ありません。
- 7 申込方法 別紙「弁護士社会科一日教室申込書」にご記入の上、毎年6月末までに、愛知県弁護士会西三河支部（FAX：0564-54-9600）宛にお申し込みください。（この期限経過後のお申込みであっても、可能な限り対応させていただきます。まずはご連絡ください。）
- 8 問合せ先
愛知県弁護士会西三河支部 事務局（TEL：0564-54-9449）